

令和7年度・令和8年度小野町入札参加資格審査要領

1 はじめに

地方自治体が、契約の相手方を競争入札の方法で選ぶ場合、入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができます。

令和7年度及び令和8年度に小野町が行う競争入札への参加を希望される方は、入札参加資格審査を受ける必要がありますので、次のとおり申請書を提出してください。

2 資格審査の受付時期及び資格の有効期間等

受付期間	令和7年3月3日(月) から 令和9年3月5日(金) まで ※土・日、祝祭日を除く ※当日消印有効とする
受付時間	午前8時30分から午後5時まで(※受付システムへの入力、午後5時以降も可)
受付システム入力可能期間	令和7年3月3日(月) から 令和9年3月5日(金) まで
資格有効期間	令和7年4月1日 から 令和9年3月31日まで
申請種別	①建設工事 ②測量(コンサルタント)等 ③物品購入・修繕等
提出書類・様式	各申請種別提出書類一覧のうち、該当する書類をA4版紙ファイルに綴じて提出(色指定はなし)
受付方法	受付システムに入力の上、郵送により提出 ※持参提出も可 なお、受領証明等が必要な場合は、返信用の封筒を同封してください。
提出先・問い合わせ先	〒963-3492 福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻 92 番地 小野町役場 総務課 財政担当 電話 0247-72-2111 FAX 0247-72-3121

3 申請できない方

次にあげる事項のいずれかに該当する場合は、申請することができません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者
- (3) 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ 上記 ① ～ ⑤ に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

4 注意事項等

- (1) 資格審査の基準日は、資格審査の申請日です。
ただし、建設工事の客観的事項（建設業法第 27 条の 2 第 3 項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目）の基準日は、資格審査申請日の直前の事業年度終了日です。
- (2) 税等の滞納があると確認された場合や、資格の審査に関する申請書その他の提出書類について虚偽の事項を記載した場合には、申請することができません。
- (3) 有資格業者名簿へ登録となった後、上記事項に該当した場合は有資格業者名簿の登録取り消しとなる場合があります。

5 提出様式について

各種別入札参加資格審査申請書以外の提出書類について、福島県指定様式を利用しても構いません。
なお、県内業者、県外業者の区分があるものについては、県内業者の様式を使用してください。
(申請種別ごと提出書類は次項)

○ 建設工事

	提出書類	部数	備考
①	入札参加資格審査申請書 ※1) 会社所在地は都道府県から入力 ※2) 受領証明書等が必要な場合は写し等を添付	1	受付システムより印刷
②	社会保険加入状況申告書 ※) 経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書により、社会保険に加入していることが確認できない場合に提出(加入義務がない場合を含む。)	1	—
③	工事経歴書	1	様式有 (建設工事前様式内)
④	完成工事高集計表	1	様式有 (建設工事前様式内)
⑤	経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の写し ※) 申請中の場合は、総合評定値請求書の写し(行政庁の受付印のあるもの)	1	—
⑥	経営事項審査申請業種と入札参加業種の平均完成工事高対応表	1	受付システムより印刷
⑦	技術者経歴書	1	様式有 (建設工事前様式内)
⑧	営業所及び委任関係一覧表 ※) 委任先を設けない場合は不要	1	様式有 (建設工事前様式内)
⑨	委任状兼使用印鑑届 ※) 委任先を設けない場合は不要	1	標準例有(共通)
⑩	法人(個人)県民税、事業所税及び自動車税の納税証明書 又は その写し ※1) 県内に本社、営業所等がある場合は福島県の納税証明書 ※2) 福島県に納めるべき税金がない場合には本社所在地での納税証明書	1	—
⑪	消費税及び地方消費税の納税証明書 又は その写し ※) 納税証明書の様式は、税額の証明書(その1)、納税証明書(その3、その3の2、その3の3)のいずれでも可	1	—
⑫	ISO認証の登録証の写し ※) 登録をしていない場合は不要	1	—
⑬	建設業許可通知書の写し	1	—
⑭	誓約書	1	様式有

注) 各証明書は、申請日から遡って3ヵ月以内に発行されたものとする。

○ 測量（コンサルタント）等

	提出書類	部数	備考
①	入札参加資格審査申請書 ※1) 会社所在地は都道府県から入力 ※2) 受領証明書等が必要な場合は写し等を添付	1	受付システムより印刷
②	業務経歴書	1	様式有 (測量用様式内)
③	技術者経歴書	1	様式有 (測量用様式内)
④	技術者集計一覧表 ※) 土木設計を申請する場合のみ提出すること	1	様式有 (測量用様式内)
⑤	審査基準日直前2年間の各営業年度の財務諸表 法人：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書 個人：営業用純資本額調書、収支計算書	1	—
⑥	営業所及び委任関係一覧表 ※) 委任先を設けない場合は不要	1	様式有 (測量用様式内)
⑦	委任状 ※) 委任先を設けない場合は不要	1	標準例有
⑧	法人（個人）県民税、事業所税及び自動車税の納税証明書 又は その写し ※1) 県内に本社、営業所等がある場合は福島県の納税証明書 ※2) 福島県に納めるべき税金がない場合には本社所在地での納税証明書	1	—
⑨	消費税及び地方消費税の納税証明書 又は その写し ※) 納税証明書の様式は、税額の証明書（その1）、納税証明書（その3、その3の2、その3の3）のいずれでも可	1	—
⑩	ア 申請業種に関する登録を受けている場合 → 登録証明書の写し 又は 国土交通大臣に提出した現況報告書の写し（2年分） イ 申請業種に関する登録を受けていない場合 → 法人：登記事項証明書（商業登記簿謄本） 又は その写し 個人：身分証明書 又は その写し	1	—
⑪	誓約書	1	様式有

注) 各証明書は、申請日から遡って3ヵ月以内に発行されたものとする。

○ 物品購入・修繕等

	提出書類	部数	備考
①	入札参加資格審査申請書 ※1) 会社所在地は都道府県から入力 ※2) 受領証明書等が必要な場合は写し等を添付 ※3) 3枚組での印刷となるので、3枚すべてを提出すること	1	受付システムより印刷
②	審査基準日直前1年間の各営業年度の財務諸表 法人：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書 個人：青色申告決算書	1	—
③	審査基準日直前2年間における実績高調書 ※) 製造業の場合のみ提出すること	1	様式有 (物品用等様式内)
④	営業所及び委任関係一覧表 ※) 委任先を設けない場合は不要	1	様式有 (物品用等様式内)
⑤	委任状 ※) 委任先を設けない場合は不要	1	標準例有
⑥	法人(個人) 県民税、事業所税及び自動車税の納税証明書 又は その写し ※1) 県内に本社、営業所等がある場合は福島県の納税証明書 ※2) 福島県に納めるべき税金がない場合には本社所在地での納税証明書	1	—
⑦	消費税及び地方消費税の納税証明書 又は その写し ※) 納税証明書の様式は、税額の証明書(その1)、納税証明書(その3、その3の2、その3の3)のいずれでも可	1	—
⑧	営業許可・認可・登録等一覧表 ※) 該当する場合のみ提出 (営業許可・認可・登録等一覧表に記載した場合は、証明書の写しも添付すること)	1	様式有 (物品用等様式内)
⑨	法人：登記事項証明書(商業登記簿謄本) 又は その写し 個人：身分証明書 又は その写し	1	—
⑩	誓約書	1	様式有

注) 各証明書は、申請日から遡って3ヵ月以内に発行されたものとする。